

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「欲しかった暮らしを、しよう。」をコーポレートスローガンに、全ての人の「欲しかった暮らし」を叶える住のイノベーションカンパニーを目指して企業価値の最大化に努めております。そのためには、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応え、グループ全体の収益力向上を目指し透明性・効率性の高い経営体制の構築に努めることが重要であると考え、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

○補充原則1-2-4 株主総会における電子行使

当社では、現時点において議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は実施しておりませんが、今後は当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等を鑑み、議決権の電子行使を可能とするための環境作りを進めてまいります。

○補充原則3-2-1 監査役会による外部会計監査人の評価

(1) 外部会計監査人候補の選定・評価基準の策定

当社では、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っていますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定しておりません。今後、外部団体のガイドラインを参照するなどして、監査役会にて協議・検討してまいります。

○補充原則4-8-2 独立社外取締役の経営陣、監査役との連携

当社は筆頭独立取締役は決定しておりませんが、独立社外取締役、独立社外監査役の連絡窓口を定め経営陣、監査役との連携を図っております。

○原則4-10 任意の仕組みの活用

当社の独立社外取締役は取締役会において積極的に意見を述べており、また重要な事項を検討するに当たり、適切な関与・助言をいただくなどその責務を十分果たしていることから、諮問委員会を設置する予定はありません。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

○原則1-4 いわゆる政策保有株式

当社は、事業シナジーを含め総合的なリターンを得られるもののみ保有いたします。また政策保有株式の議決権については、当該企業の価値向上に繋がるか、当社の企業価値を棄損させる可能性がないかを個別に精査した上で、議案への賛否を判断しております。

○原則1-7 関連当事者間の取引

当社は、会社法等に基づき、取締役会の事前承認・決議を得なければ、関連当事者取引を行ってはならない旨を取締役会規則等で定めており、取引の状況について取締役会に定期的に報告することとしております。また、役員に対しては「関連当事者に関する確認書」の提出を求めており、自身及び近親者、代表となっている団体、過半数の議決権を有する団体等の関連当事者との取引について、取引の有無を漏れなく把握するように努めております。

○原則3-1 情報開示の充実

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社グループは、経営理念に「欲しかった暮らしを、しよう。」を掲げ、「挑戦と貢献の両立」を企業精神として全ての人の「欲しかった暮らし」を叶える住のイノベーションカンパニーとして事業活動を行っております。「不動産開発事業」「シニア事業」「戸建・アパート事業」「不動産投資事業」「不動産関連サービス事業」のセグメント毎に、市況に左右されない安定的な事業基盤を構築し戦略的な経営を行ってまいります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定方針および手続き

当社の取締役および監査役の報酬額については、株主総会の決議により取締役の報酬限度額は総額3億円以内、監査役の報酬限度額は総額1億円以内と定めており、その範囲内において経営内容、経済情勢等を考慮の上取締役報酬は取締役会にて決定し、監査役報酬は監査役会における協議により決定しております。なお取締役の報酬決定に際しては、独立社外取締役に自身の高い専門的な知識と経験を活かした意見を取締役会において必ず求めることとしております。

また、取締役に対し、業績や株価を意識した経営を行うこと及び株主との利益意識を共有することを目的とし、業績連動型株式報酬制度の導入をしております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

当社の取締役については、取締役としてふさわしい人格、識見を有することや、職務遂行にあたり健康上の支障がないことに加え、知見や判断力のある人材を候補者として取締役会において選定しております。また監査役については、監査役としてふさわしい人格を有することや、健康上の支障がないことに加え、監査業務に必要な知見を有する人材を監査役会に提案し、監査役会の同意を得た上で、取締役会において候補者として選定しております。なお取締役会での決定に際しては、独立社外取締役に自身の高い専門的な知識と経験を活かした意見を必ず求めることとしております。

(5) 選任・指名についての説明

当社の取締役および監査役の候補者については、個々の経歴を株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しております。加えて、社外取締役および社外監査役の候補者については、株主総会招集通知および本コーポレートガバナンス報告書「取締役関係 会社との関係(2)」および「監査役関係 会社との関係(2)」に個々の選任理由を記載しております。

○補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務

当社は取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会、経営会議の決議または稟議による社長決裁により決定しております。また、業務執行責任者および社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しております。

○原則4-8 独立社外取締役の有効な活用

当社では社外取締役を3名選任しており、独立社外取締役を2名選任しております。加えて、社外監査役を2名選任しており、独立した中立の立場での意見を踏まえた議論を可能としております。

○原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は独立社外取締役の選任に当たり、東京証券取引所が定める独立役員の資格を充たし、一般株主の皆様と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外取締役に指定するための基準としております。加えて、会社経営等における豊富な経験と高い見識も重視しております。

○補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社では、現在5名の取締役が就任しており、迅速な意思決定を継続していく規模として適切と考えております。またその内訳も各事業の経営や喫緊の課題に精通した方であり、社外取締役も含め知識・経験・能力やグローバルな視点など、バランスのとれた構成としております。取締役の選任に当たっては今後も引き続き従来の規模・考え方を踏襲していく予定です。

○補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況

当社は、取締役及び監査役の兼任の状況につきましては、株主総会招集ご通知、有価証券報告書において、毎年開示しております。また、取締役は当社の事業等を理解し、取締役会に出席し、その準備を行うために必要な時間を確保することが求められることから、当社の他に2社を超える上場企業の役員（取締役、監査役または執行役）を兼任しないことが望ましいと考えております。

○補充原則4-11-3 取締役会の実効性について

当社は、取締役会の実効性を高めることを目的として、すべての取締役・監査役へのアンケート調査及びその結果を踏まえた取締役会での審議により、取締役会の実効性評価を実施いたしました。評価の結果は、議案に関する説明及び審議が的確に行われており、社外取締役からの活発な発言も踏まえて取締役会が有効に機能しているというものでした。なお、グループ全体における今後の方向性を議論する時間を設けたい、等の意見も述べられましたので上記の評価を踏まえ、今後の取締役会運営の更なる充実を図ってまいります。

○補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針開示

当社は、取締役・監査役がその機能を十分果たすことを可能とするため、その就任の際、また就任後も継続的に、当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、各取締役・監査役に応じた機会を提供することとしております。

○原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針として、株主との対話を統括する役員としてIR、財務及び総務、法務を統括する役員を指定し、対話を補助する部門間の連携を図り、情報共有を確実に行う体制をとっております。また株主との建設的な対話を促進するため、各種説明会への参加、株主総会後に経営近況報告会を実施するなど機会を設けております。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止に努めることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ティ・エイチ・ワン	4,355,600	13.80
株式会社フージャースホールディングス	3,642,025	11.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	760,675	2.41
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	747,300	2.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	620,500	1.96
志野 文哉	542,000	1.71
神林 忠弘	491,500	1.55
廣岡 哲也	478,000	1.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	470,200	1.49

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	445,800	1.41
-----------------------------	---------	------

支配株主 (親会社を除く) の有無	----
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況については、平成29年3月31日時点の数値であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社や上場子会社を有しておりません。また、その他該当事項ありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本 聖二	他の会社の出身者											
渡邊 好則	他の会社の出身者											
中川 智博	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 聖二	○	会社法第423 条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100 万円又は会社法第425 条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとする。独立役員に指定しております。	経営者としての豊富な経験と財務の専門家としての高い見識を当社の経営に反映すべく選任しております。

渡邊 好則	○	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとする。 独立役員に指定しております。	経営者としての豊富な経験を有しており、人材育成及び組織の活性化における幅広い見識を当社の経営に反映すべく選任しております。
中川 智博		会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとする。	経営者としての豊富な経験と不動産を中心とする幅広い見識を当社の経営に反映すべく選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である海南監査法人から、年間監査計画の説明や中間・期末の監査結果の報告を受け、また監査の実施状況についての意見交換を行い、必要に応じて監査に立ち合うなど、適宜会計監査人との連携を図ってまいります。

さらに、監査役と会計監査人とは、これらの機会を通じて、内部統制や会社法に対応した今後の監査体制などについても、意見交換を行ってまいります。

内部監査室は、年間監査計画や監査活動の報告を監査役に提出し、必要に応じて監査役の監査補助や往査への同行を行うなど、適宜監査役との連携を図ってまいります。

また、監査役と内部監査室とは、必要に応じて随時会合を持ち、子会社の内部監査結果の報告やコンプライアンス、内部統制、リスク管理などに関する意見交換を行ってまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中井 啓之	税理士													
早川 美恵子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中井 啓之	○	会社法第423 条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100 万円又は会社法第425 条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとする。 独立役員に指定しております。	経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、不動産経理実務の10年以上の経験に加え、税理士としての専門的な見識を有しており、経理及び税務の分野における監査を強化するべく選任しております。
早川 美恵子		会社法第423 条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100 万円又は会社法第425 条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとする。	経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、弁護士としての経験を活用し、法務の分野における監査を強化するべく選任しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプションにつきましては、当社株式の希薄化を考慮し、付与数量が過大とならないよう十分に心がけていく所存でございます。また、業績や株価を意識した経営を行うこと及び株主との利益意識を共有することを目的とし、取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入をしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社グループの企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社取締役を付与対象者としております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

-

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役および監査役の報酬額については、株主総会の決議により取締役の報酬限度額は総額3億円以内、監査役の報酬限度額は総額1億円以内と定めており、その範囲内において経営内容、経済情勢等を考慮の上取締役報酬は取締役会にて決定し、監査役報酬は監査役

会における協議により決定しております。なお取締役の報酬決定に際しては、独立社外取締役に自身の高い専門的な知識と経験を活かした意見を取締役会において必ず求めることとしております。また、取締役に対し、業績や株価を意識した経営を行うこと及び株主との利益意識を共有することを目的とし、業績連動型株式報酬制度の導入をしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置く方針であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役3名)で構成されております。毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、経営管理の意思決定機関として当社の重要事項を決定しております。また、社外取締役を招聘し、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図っております。なお、取締役会には監査役が出席し、取締役の業務の執行状況を監督し、必要に応じて意見を述べております。

b. 監査役会

当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。毎月1回の定例監査役会にて、取締役会の運営状況や取締役の職務執行状況等に対して、より適正な監査が行われる体制を確保しております。

c. グループ経営会議

当社は、当社取締役と主要子会社の取締役を主要メンバーとするグループ経営会議を原則週1回定期開催し、グループ経営を推進するための意思統一と、各事業会社の予算進捗その他業務執行状況を確認しております。

d. コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、グループ全体におけるリスクマネジメント及び法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しており、上記グループ経営会議において、定期的に情報共有を図っております。

e. 会計監査人監査

当社は、海南監査法人との間で監査契約を締結し、定期的監査のほか会計上の課題について随時協議、確認し、適正な会計処理に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。当社においては、社外取締役3名と社外監査役2名により業務執行の監視・監督及び監査機能が十分に機能しており、透明性の高い企業経営の管理・統制が確保されていることから、当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避するとともに、できる限り多くの株主が出席できるよう配慮して開催いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のディスクロージャーポリシーは、以下のとおりです。 1.基本方針 当社は、当社グループの基本理念、経営方針を実現するために策定された「フージャースグループ統制規範」において、株主・投資家の皆様に対して企業情報の開示を関係法令に従って適時・適切に行うことを規定し、これを遵守することにより、当社の経営戦略や財務状況等についてご理解いただけるよう努めてまいります。 2.情報開示の基準 当社は、会社法、金融商品取引法その他諸法令ならびに東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定（以下、「適時開示規則」）に従って情報開示を行います。また、適時開示規則に該当しない情報についても、当社をご理解いただくうえで有用と判断される情報につきましては、可能な範囲で積極的な開示に努めてまいります。 3.情報開示の方法 適時開示規則に該当する情報等の開示は、「適時開示情報伝達システム（TDnet）」において開示した上で、速やかに当社ホームページへの掲載を行います。また、有価証券報告書、四半期報告書等の開示書類は、金融庁による「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」において開示しております。 4.沈黙期間 当社は、ステークホルダーの皆様への公平性を確保するため、各四半期の期末日の翌日から各決算発表日までを沈黙期間としています。この期間中は、決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えております。ただし、沈黙期間中に業績予想と大きく変動する見込みが出てきた場合には、適時開示規則に従い公表いたします。なお、沈黙期間中も、すでに公表済みの情報に関する範囲のご質問等につきましては対応いたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	首都圏及び全国主要都市における説明会を含め複数回、個人投資家向けに説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに複数回説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内にIR情報ページを設置し、「IRニュース」等では、常に最新の情報を掲載しております。「IRライブラリ」では、決算短信をはじめ、決算説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	グループ戦略室が管轄しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- a. 当社並びにその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社並びにその子会社は、定例の取締役会もしくは取締役会に準ずる会議を毎月1回開催し、経営管理の意思決定機関として、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、並びに監査役の出席による取締役の職務執行状況の監督等を行っております。
また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、グループ経営会議を毎週開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。
業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案しており、全社的な目標設定をもとに、各部門においてその目標達成に向け具体策を立案・実行しております。
- b. 当社並びにその子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社並びにその子会社は、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス・リスク管理規程を作成しております。取締役及び使用人が法令・定款に違反する行為またはそのおそれを発見した場合の報告体制として、内部通報規程を作成し、内部通報窓口（当社監査役3名）を設置しております。また、代表取締役社長を委員長とし、役員・部門長を構成メンバーとするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、その下で法務部門が中心となって、グループ全体への法令遵守の徹底を図るとともに、定期的にコンプライアンス・リスク会議を開催し、情報の共有化と課題の把握、対策の実行を推進しております。
- c. 当社並びにその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、事務を管掌しております。
内部監査室は、内部監査を実施し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、必要があれば監査方法を改訂しております。なお、内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び担当部署に報告し、改善する体制を構築しております。また、内部監査室の活動を円滑にするために、マニュアルなどの整備を各部署に求め、内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、当社並びにその子会社の損失の危険を発見した場合には直ちに内部監査室に報告するよう指導しております。
グループ各社横断的リスクについて、リスクマネジメントを統括するコンプライアンス・リスク担当役員の下、法務部門が中心となって重要リスクを特定し、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会で審議のうえ、損失の危険に関するリスク対策を講じております。
- d. 当社並びにその子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社並びにその子会社の取締役の職務の執行に係る取締役会の議事録は、法令及び取締役会規程の定めに基づき作成し、適切に保管・管理しております。
各業務の遂行に伴い職務権限規程に従って決裁される事項については、適切な書面によって決裁し、それらを含む情報・文書の取扱は、文書管理規程・情報セキュリティ管理規程、その他各管理マニュアル等に従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行っております。
- e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社並びにその子会社は、上記における体制の構築、監査、報告等をグループ一体となって行い、グループ経営会議等にて、内部監査室やコンプライアンス・リスク管理委員会と連携してリスク等の情報共有を行うことにより、当社グループの業務の適正を確保しております。
また、当社は子会社の取締役に対し、グループ経営会議等にて、その職務の執行に係る事項の報告を求めています。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
現在監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととしております。また、取締役と監査役は、その人事について意見交換を行っており、当該監査役スタッフは監査役の指揮命令に従う旨を取締役・使用人に周知徹底しております。
- g. 当社並びにその子会社の取締役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者、並びにその子会社の監査役が当社の監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社並びにその子会社の取締役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者、並びにその子会社の監査役は、当社並びにその子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告いたします。
監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることにより、業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。
また、内部監査及び会計監査人と連携して会社の内部統制状況について監視するとともに、問題点の把握・改善勧告等を日常的に行い、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めております。
- h. 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役・使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役・使用人に周知徹底しております。
- i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

j. 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

内部統制部門は、当社グループの財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムを整備し、運用する体制構築を行っております。

また、取締役会は、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「フージャースグループ統制規範」において、反社会的勢力には毅然とした態度で対応する方針を定め、グループの取締役及び使用人へ周知徹底を行っております。

社内体制としては、法務部門を統括部署とし、各種契約書類内に「反社会的勢力排除条項」の明文化もしくは、取引先等に対して「確認書」の提出を依頼することにより、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して実践しております。

また、反社会的勢力による不当要求等の事案が発生したときは、弁護士や所轄警察署等関連機関と連携し対応する体制を整えるとともに、情報の収集を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

